

池田町災害用ツイッター 運用ポリシー

第1 目 的

即時性と情報の拡散性を特徴とするツイッターを活用し、災害発生時における情報の発信を行う事を目的として開設する。

第2 用語の定義

- (1) ツイッター：インターネット上で140文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開出来るツイッター社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザ名をいう。
- (3) ツイート：ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ：他のユーザのツイートに返信する事をいう。
- (5) リツイート：他のユーザのツイートを引用してツイートする事をいう。
- (6) フォロー：ほかのユーザのツイートを受信するように登録する事をいう。

第3 運用主体

池田町災害用ツイッター（以下、「本ツイッター」という。）の運用主体は、池田町地域防災計画に定める災害対策本部（以下、「対策本部」という。）総括部広報渉外班とし、アカウント管理、パスワード管理、ツイートを行う。

第4 アカウント名は「ikedabosai」とする。

第5 意思決定

ツイートをする際は、対策本部総括部長の確認を得て行う。

第6 ツイート内容

- (1) 池田町公式ホームページトップページ掲載情報
- (2) 池田町公式ホームページに掲載の災害情報のページへの誘導情報及び更新内容
- (3) 池田町公式ホームページが停止している場合においては、災害情報

第7 リプライ、リツイート及びフォローの制限

本ツイッターは、専ら情報発信に用いることとしている。このため、原則として、リプライ、リツイート及びフォローは行わない。ただし、緊急時の情報を紹介するサイトを掲載する場合などにあつては、国、他自治体等が運用するアカウントで、対策本部総括部長が特に必要と認めるものはこの限りではない。

第8 ホームページとのリンク

ツイートするリンク先は、原則として池田町公式ホームページのみとする。ただし、緊急時の情報を紹介するサイトを掲載する場合などにあつては、国、他自治体等が運用するアカウントで、対策本部総括部長が特に必要と認めるものはこの限りではない。

第9 運用留意事項

- (1) 町アカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を

- 防ぐため、本ツイッターのアカウント名を池田町公式ホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及びツイート内容については、本ツイッターのプロフィール欄に明示する。
 - (3) 情報は正確に記述する。
 - (4) ツイートするリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しない。
 - (5) 本ツイッター運用ポリシーは池田町公式ホームページに掲載する。
 - (6) ツイートする際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取扱いに関する規定を遵守する。
 - (7) 意図せずして本ツイッターでツイートした情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。

第10 本ツイッターに関する問い合わせ

池田町公式ホームページに掲載した本ツイッターの紹介ページの「お問い合わせ」から受け付ける。

第11 その他

その他、本ツイッター運用ポリシーの実施について必要な事項は、対策本部総括部長が別に定める。

附則

この運用ポリシーは平成31年1月23日から施行する。